

## 滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時：平成24年(2012年)8月31日(金)  
9時30分～12時00分

場所：大津合同庁舎 7A会議室

出席委員：12名中9名出席

出席：松井部会長、生駒委員、亀田委員、菊池委員、佐山委員、須藤委員、西田委員、  
西野委員、濱崎委員

欠席：岡田委員、平山委員、松山委員

議題：

1. 滋賀県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定について（諮問）
2. 第11次鳥獣保護事業計画の策定について（諮問）
3. 琵琶湖国定公園に関する公園事業の変更について（諮問）

議事概要

議題：1. 滋賀県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定について（諮問）

部会長：それでは議題にしたがって審議をすすめたいと思います。一つめの議題である滋賀県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定についてですが、新たに策定される計画について当審議会に諮問され、部会に意見が求められております。まず最初に事務局から説明の後審議を行いたいと思いますので、説明をお願いします。

事務局：(説明)

部会長：ただ今、発言がありましたことについてご質問・ご意見を伺います。ご質問、ご意見いかがでしょうか。

委員：被害の状況について教えてください。資料の9ページにも載っていますが、平成21年度から急激に被害が増加しています。これについては、自家消費の田畑の被害を含めた調査を行ったことによってと書いていますが、逆に、今までの主に農業共済被害に基づく数値というので比べた時に増え幅はどうなるのですか。

事務局：農業共済で申請されている内容について確認してみたのですが、平成13年から横に並べてみると、野生獣による被害はほぼ横ばいとなっているということです。ただ平成21年から平成22年まで伸びているということもあって、より細かく被害を把握した結果、少なくとも伸びているということなので、増加傾向にあるとしているところです。

委員：実際の、森とか田舎を見て増えているのはわかっているのですが、この表が独り歩きしてしまうことがあると思います。この表だけを見たら急激に平成 21 年から増えているように見えます。これはデータの取り方によるもので、本当の現状というもの是一般の人には見えなくなります。少なくとも注釈は必ず表につけて、現状はここまで急激に増えているわけではないけれど、少なくとも去年からは増えているとしてはどうですか。

事務局：農業経営課という所属が、被害の集計をしており、そのデータを抜粋する形で作成しています。この中でも主に農業共済被害に基づく数値というものと、主に集落代表者からの報告に基づく数値という形で、注釈をしているという形にしています。

委員：そのために増えているという様にしか見えないので、表で見せるときには同じ基準で表を作っておかないと意味がないと思います。だから、別の線を上に置いて集計を今までと違うという形を見せることによって、別として見られるようにしておかないといけない。

事務局：被害金額の発表はこれ独自に行っているわけではなく、農業の部局で農業被害額を毎年発表されています。その発表されたデータを使っているというのがまず 1 点目です。それから資料の 9 ページに農業被害については、主に集落代表者からの報告に基づく調査としたことによって平成 21 年度以降は被害が急増していますという説明はしています。また、平成 21 年と平成 22 年で同じような方法で調査してもやっぱり伸びているということがはっきりわかりました。そこで、今わかっている最新の平成 22 年度の被害状況をもとに目標を考えていきたいというのがこの趣旨です。

委員：長期トレンドという場合は 1 年だけの話ではいけないです。それとデータをもらう時に、このままでは誤解を招くよとフィードバックしてあげるといいと思います。市民との信頼関係というところでデータのまやかしみたいに扱われてしまうともったいないかもしれません。

委員：これに関連して質問があるのですが、平成 21 年と平成 22 年の農業共済被害に基づく数値は出てないということでしょうか。

事務局：グラフ上には出ていないですけど、総額は事務局にあるということでした。

委員：それを比べても平成 21 年、平成 22 年は同じように増えているということでしょうか。

事務局：農業共済による被害は、横ばいという形だと聞いています。家庭菜園なども含めた被害額の集計は平成 21 年からやっていて、それも含めると増えているということです。

委員：委員が言われたように平成 20 年度と平成 21 年度は集計が違うので、少なくとも折れ線グラフについては平成 20 年と平成 21 年の間をつなぐというのはどうかと思います。棒グラフはここで切っているの、違いがあるという形で表示をされていますが、集計の方法が違うというのがわかりやすくなると思います。

部会長：平成 20 年度までのデータがあるなら、それと並ぶものを平成 21 年と平成 22 年の分をつけて、プラスアルファの部分を変った色でつけると、自家消費の田畑も含めてより精確にしているということでわかりやすいのではないのでしょうか。文のほうも、農林業被害のところ、よりの確な被害状況の把握に努めると書いてあるが、何と比較してという部分がないので、それを修正していただければと思うんですが。今のところは適当な形に直していただくということによろしいでしょうか。

委員：個体数調整捕獲もメニューの一つになっているので、推定生息数がないのはどうかと思います。みなさんが言っておられたように被害が増えているということが強調されますが、イノシシの生息頭数は年々変更があつて、増えたり減ったりしているのが事実なので、捕獲数から推測するとかしかなないのかもしれませんが、もし何か資料みたいなもので推定生息数を出せるものがあれば出していただければと思います。

事務局：推定生息数は全国的に見ても出しているところが、3分の1から半分くらいで、環境省が今はやめておられますが前の計画のガイドラインで 1.178 程度の増え方というものを作っておられて、それをもとにだいたい1万頭いるとか書いているところもあるのですが、それも参考的な数字としか扱われていなくて、それを基にどうしようとしているものがありません。推定生息数を計画の中で決めてしまうというのも難しいということもあつて、捕獲数は6ページの図6を見ていただいてもわかるように昭和59年とかから比べるとずっと上がっていて、高いレベルにありますので、捕獲数等から考えると頭数は多いと考えています。

委員：難しいというのは知っているのですが。滋賀県内では高橋先生あたりが詳しく調べられている個体群もあるので、もしかしたらそういった数値を使って、分布図、分布の状況はから推定できないかと前から思っていました。限られた個体群だけけど、かなり詳しく調べられている部分もあります。捕獲数の推移のデータもかなり参考になりますが、駆除に関して予算がどれくらいとか、世の中はイノシシを欲しているとか、そういったシンプルな個体数の野生動物の生息数にあつて、人為的な影響がどうしても出てくる数字なので、方向はあっているがもうちょっとうまい書き方で、推定生息数についてのくぐりがどこかに書けるものなら書いていただきたい。個体数調整になると推定生息数を出した上で本来はやるものですので。

事務局：今回の委員会の前にイノシシ保護管理検討委員会というのを設けて、高橋教授に入っただいて、委員長となって検討いただいています。12 ページですが、こちらに施策の基本的な考え方というものがあつて、そのこのアの個体数管理というところですが、この下に「また、イノシシによる被害の状況、狩猟者数の動向、捕獲の状況からイノシシの個体数は増加傾向にあると推測され繁殖能力や環境適応力の高いイノシシの生態的特徴も考慮すると、個体数がさらに増加すると考えられるため、現状よりさらに捕獲の強度を高めていく必要がある」という書き方をしています。生息密度については、高橋先生もかなり言っておられまして、生息密度を適切なものにするということなのでどうかというお話がございましたので、この最後の部分のまた以下ですけれど、「生息状況についてのモニタリングを行って、生息地、生息密度等が適切な状況となるよう管理する」という形で表しました。個体数を把握するのは難しい、と

いうところまでは書かなかったのですが、こういった形で検討会としては納得いただいたというか、決めていただいたということです。

委員：高橋教授がおっしゃった生息密度というのはすごく重要な指標ですが、数値目標という形では書かなかったんですね。例えばシカだったらこれくらいが適正というものがありますが、まだまだそういったものが出せる状況にはないということですね。

委員：生息個体数がほとんどあてにならない状況の中で、兵庫県はすごく獣害に関しては先進的でいろんなことで管理していくということをやっていますよね。概要のところに出す表は被害金額のこれではなく、ある程度あてになるのは捕獲数の推移ではないかなと思います。ハンターの人も減ってしまっている中でも増えているということも勘案すると明らかに長期トレンドとして増えているということが、増えている根拠になると思います。

事務局：兵庫県の話が出ましたけど、兵庫県では個体数管理の目標として、保護管理計画の中に目撃効率というものがあります。大まかに言いますと目撃効率というのは1回狩猟に行っただけで目撃するという率ですが、兵庫県では目撃効率を0.2以下になるように個体数管理を行うというような目標を立てておられます。滋賀県で試算しますとすでに0.2以下ということですので、兵庫県の目標の「0.2」を「0.1」にするとか考えたのですが、滋賀県の狩猟カレンダーと言いますか、狩猟者さんをお願いして、1回猟にでたら何頭見ましたかというものを書いていただいているんですけど、それを始めたのが平成22年度からということですのでデータの蓄積がまだできていないという状況で、このデータを使うのは1年でいくらなんでも難しいということで、目撃効率を使うことはやめて、今回は個体数調整の捕獲を実施するということと、猟期の延長ということで対応していきたいと考えております。

委員：兵庫県の方も指数関数的に増えているところで、どれだけ害獣っていう形で排除しても利息を払うだけで元金が減らないという状態になっていると聞いています。滋賀県はまだ間に合うかも知れないので、そういう意味ではこの案自体のここには賛成しています。

委員：個体数を推測する際に捕獲した個体のサイズとか、捕獲個体が年寄りじゃなく、若い個体の方が多いということになると、増加傾向にあるとかそういう推定はできないんですか。

事務局：捕獲個体の体重であるとか、妊娠しているとかといったデータはまだとれていない状況でして、それに基づいて推測するということは今はできません。これから計画期間内で色々なモニタリングをしていきますのでその中の一つとして検討はしていきたい。

委員：個体数管理のところでは他県の知り合いが言っていたのですが、イノシシの捕獲でいわゆるウリ坊の捕獲が多くて、繁殖能力が非常に強いので、子供を獲られたらまた産んでしまうということで、個体数管理にはプラスの効果がないのではという指摘が出ているので、今、話があった、捕獲した個体の情報についてはしっかり取った方がいいと思います。

部会長：高橋さんが委員長をやって、これしか出てこないということはこれ以上ないというこ

とだと思いますが。先ほどの委員の意見は、概要では被害金額の推移よりも6ページに出ている捕獲数の推移の方が適しているという話でしょうか。

委員：検討委員会に私も出ましたが、被害状況については市町からかなり厳しい苦情が出ています。被害が多いので、なんとか駆除してほしいという意見が多かった。

委員：苦情件数とかでもいいのかもしれませんが、いずれにしてもこのデータで増えていると言うことはある意味嘘ですので、これを使うはやめた方がいいです。

事務局：オフィシャルに被害を表現できるものというのは、これ以外にないのですが。

委員：これはオフィシャルに見えているわけでは本当はないですよ。それだったら先ほどの話じゃないですが、その農業共済のデータだけを使ったので見ないといけないと思いますが。

部会長：しかし農業共済だけのデータでやると不安で、また、農業共済だけのデータでやったところで実情を反映していないということ。よりプラスの部分が大きいということは農業共済のこの中に線ひっばって入れるとわかるのではないかと。捕獲数で見せると被害は分からないけれど、実際に少なくなっていないということがわかるので、使えないことはないと思いますが。意図にもよりますよね。

事務局：確かに9ページのグラフの中で平成20年度と平成21年度の被害金額を結んでいるということがちょっと誤解を招きやすいということもあるかも知れませんが、このあたりを修正させていただきたいと思います。目標としては、平成22年度の農業被害額のデータはこれがある、これに対して被害額を下げていくという目標の立て方という方向は間違っていないと思っています。

委員：何をめざすかといったら被害を減らすということ。いたずらにとることではなくて、被害を減らすのが大切だということだと思います。

委員：被害状況のグラフをもう少し工夫していただいて、特定計画のいわゆる本質的なものを考えると被害を出していかないと計画そのものがゆがんでしまう。学術研究ではないので、その基盤となるデータは大事ですが、出していられるものとしてはこれをベースにして、これをもうちょっと嘘のない形で工夫されてという方がいいんじゃないですかね。

部会長：それでは色々なご意見ありますが、この議題1の概要のところにあるこの図を工夫していただいて、委員から指摘があったことを考慮できるような形に修正していただくということでもよろしいでしょうか。次に議題1に関して何かないでしょうか。

委員：生息環境管理のところですが、難しいのはわかりますが、あまりにもわかりにくいので、生息環境管理をなぜやるのかについてもうちちょっと説明した方がいいかと思いますが。

事務局：私たちが考えているのは、森林にイノシシは住んでいるものであると。そして、森林で住んでいる中では森林に対する被害というのはシカに比べるとほぼないと考えております。この部分については検討委員会でご指摘いただいて追加した事項ですが、私たちは森林政策課という所属にありますが、森林の整備は獣とかにいてもらうために整備をしているわけではなく、治山などを配慮しながらやっているところがございます。イノシシのための森林にするためにはこういうことをしていく必要があるということをお頭に付けるのは難しいと考えております。

委員：16 ページの上から4行目のところでは、イノシシの生息環境にとっても望ましい森林になると書いてあって、予備知識のない人がこれを見ると、増やすのか減らすのかどっちとなる。きちんとした森林についての説明はあってほしいなと思います。これを見る人たちが、すべて生息環境管理とは何かという予備知識があるわけではないので。そもそも生息環境管理の考え方を掴むのが、かなり難しい考え方なので、それをちょっと補足してあげるような方法がないと難しい。

部会長：13 ページの生息環境管理のところの頭に説明となるものを付けて、イノシシの生息環境はどういったものであるとかを付けていただくということですね。

委員：生息環境管理をしっかりとすることによって、エイリアンスピーシーズではないので、最終的には共存を目指そうということはどこかに入れておかないといけないと思う。そういうことがふれられるのはここしかないと思う。

事務局：16 ページの(3)のところでは生息地としての森林としてこのような場所がイノシシの生息環境としては望ましい森林になると考えているとしていて、そのためにどうしたらいいかという具体的なことを書いているのは13 ページというイメージで使わせていただいています。ここだけ見たのではちょっとわかりづらいという話でしたので、16 ページの表現の中から一部こちらの方に表現を移すということにしたいと思います。

部会長：例えば生息地としての森林でも、やはり特定鳥獣の生息環境の保全に関する事項という中でやるのだから、イノシシの生息環境として望ましい森林を目指すことが必要であるということを書いてもいいのではないのでしょうか。ちょっと文言をいくつかいれてもらえばある程度対応できると思います。他に案について意見はございませんでしょうか。

委員：質問ですが侵入防止柵だけでなく、周辺の刈り払いなどのコストは、この案を策定することによって予算が出来て自治体などに、補助ができるようになるんですか。

事務局：実際は、被害防除については集落ごとにそれぞれで対応していただくということになっていて、そのために例えば補助金を出すということは実際にあまりできないということです。

委員：防護柵については国からかなり予算が出ています。それをもって防護柵はかなり普及しているわけです。

委員：防護柵だけでなく、人が住むところとの間をあけようという形で刈り払いをしたり、木を切って空地にしてとかで、どのぐらいデータが出ているかはわかりませんが、あれは功を奏しているように見えるので、それをやられるというのが盛り込まれていて非常にいいことだと思うので、だからもしこれで自治体なんかに予算が出るような根拠になるのであれば、よりいいなと思ったんですが今はないということですね。

委員：その緩衝地帯についても、特措法のからみで補助金が国から出ています。

事務局：私たちの方でも森林税を使った林務関係の補助金があるのですが、そこで環境林整備というものをやっています。そのメニューとして平成 24 年度からはこういったバッファゾーンの整備にもそのお金が使えることになっておりますので、緩衝帯の設置については、ある程度お金はついていきます。

委員：防護柵のお金は出ていますが防護柵だけをポツともらえます。手伝ってくれる人もついてきてくれたらいいのと思うのですが。おじいちゃんやおばあちゃんと集落でやるのですけれどかなりハードですよ。

部会長：実際にそういった実態を知ってもらって、いいことができれば。ボランティアを募るとか。

委員：イノシシの住みやすい環境を排除するという中で忘れられているのが、里山で農村公園みたいなものを作った時にイチョウの木を植えて、それをめざして獣が集まっているところが結構あると思います。そういうものを近くに植えないことが対策だけれど、あまり気が付かない。もう一つ、狩猟頭数の変動がありますが、それを猟師に聞くと、今年は全然脂のついてないからとらないとよくいわれますが。

委員：脂がのっているのついてないに関わらず檻が普及して、イノシシの肉の値が下がっている。

委員：質の悪いイノシシはお金にならないから獲らないということ。

委員：趣味でやっているのですが、特に高価に売れるのがイノシシ。獲りすぎて値段が下がってきているんです。そういうことで狩猟意欲が減少していることも確かです。さらに狩猟人口も減ってきている。狩猟圧が減ってきたという面も、イノシシの増えた原因の一つでないかと思います。イノシシはものすごい繁殖力あるんじゃないのですか。

委員：さきほど言われたようにウリ坊をとってしまえば、乳腺の刺激がなくなるから、発情期がきます。

委員：ひと腹で 10 頭くらい産むらしいです。

委員：育つのは半分くらいらしいですけどね。

委員：現場に入ると、10頭くらいのウリ坊が親についていると聞きますけどね。

委員：最近は冬が暖かいから、早く繁殖して、また、気候がいいから育成率というのか、離乳数が結構多いですね。

委員：このウリ坊を何回ぐらい産むんですか。

委員：普通、年に1回とされているのですが、最近では2回が普通で、3回ぐらい産んでいるものもいるのではないかと。結局豚と同じですよ。だから前は秋に産まれたものは少なかったのですが、それが秋も育つようになって、ウリ坊が早く離乳してしまったら餌状況がいいからまた産むと。

委員：に2回か3回か産むのですか。

委員：今までは1回だけと言われていたんですけどね。

委員：少し聞きたいのは最初の説明で、シカの方はちょっと先駆けて猟期を長くするというのをやられたわけですね。それによる成果っていうのは何かの形で出てきているのですか。要するに猟期の延長をすることが本当に効果のあることかということですが。

委員：効果はあるが増えるのが多いです。

委員：それでも効果があるということであるなら、イノシシでもやっていく必要があって、逆に効果が無いというのであれば、もうちょっと違う案も練らなきゃいけない。

委員：シカの方は1頭とったらいくらという補助金が出ていますので頑張って獲っているんですけど、糞塊調査の結果それより上回っています。

委員：それでも期間を長くすることによって、捕獲数が増えたというのはあるわけですよ。

事務局：捕獲数だけでいえば、シカの場合、以前は4000頭くらいで、それが徐々に7000頭くらいに増えました。猟期を延ばしたことによって、今は9000から10000頭くらいの捕獲数になっています。ただ、それが延ばしたことによるものか、助成金がついているからか、その複合的なものにはなっていると思います。ただ、市町、それから実際の狩猟される方から聞いていますと、有害鳥獣も含めて3月の終わりの時期はとれる時期だと聞いています。

委員：猟期の延長というのはお金のかからない本当に効果的なことだと思います。猟期を延長すれば間違いなく獲れているのがデータからも読み取れるので、すごく重要な方法で、もうちょっと延びないですか。



部会長：シカはこうなっているけれど、イノシシはもうちょっと延ばすということはある得るわけですか。

事務局：有害捕獲は年間通じてできます。また、狩猟というのは許可を出さなくても捕獲圧がかかるということで、重要だと考えております。今回、1か月延ばしているというのは、このイノシシに限っては、シカと合わせたということです。次回シカと同じ平成29年に計画の見直しをすることを考えておりますので、この猟期の延長についても検証させていただいて、よその県では前に延ばしているという所もあるのでそのあたりについて検証しながら、考えさせていただきたいと思います。

委員：後ろに延ばすのではなく前に延ばしたらどうかということをお前の前も話させていただいたんですが、イノシシとシカは合わさないと錯誤捕獲の問題が出てくるので難しいということです。

委員：人が獣とかをたくさんとっていた時代は1年中農作業の一環として野生動物を捕っていたわけで、その頃の被害の少なさとかを考えるとできるだけ延長してほしい。シカについてデータを見てみると、狩猟による捕獲数はそれだけで延びていますので、猟期を延ばすことによって有害捕獲よりもハンター一人一人の気持ちとしても猟に行きやすいということが間違いなくあるので、それは是非やられるといいと思います。私も前に延ばすのはいい考えだと思います。

委員：個体調整と有害駆除に補助金を入れておられますけど、従事している人は限られてきています。多くのハンターは狩猟期間の延長の方が広く捕獲期間が延びるということで歓迎すると思います。期間が長くなったら、それだけ捕獲に力を入れると思うんです。有害駆除は期限が限られていますが、狩猟期間を延ばすことになったら、有害駆除に参加していないハンターは一生懸命と思うので、延ばすことはいいことだと思います。

委員：イギリスなんかではゲームハンティングをうまく取り入れて、個体数調整したという例があります。猟期をシカに合わせておっしゃったが、イノシシだけでも前に延ばすというわけにはいかないのですか。

事務局：檻を仕掛けた場合にシカがかかる場合と、イノシシがかかる場合と選択的にできるわけではないので。

委員：シカの方は平成29年まで変えることはできない状態なんですか。

事務局：変えることはできます。変えることはできますが、全国的にても狩猟期間を延ばしているのはほぼ1か月が限度でした。それを本当に2か月3か月延ばすことができるのかどうかということについて…

委員：滋賀県が前例になれば、みんな喜ぶかもしれませんよ。

事務局：狩猟という面と安全確保という面がございまして、例えば前に延ばすとキノコ狩りの方とか、ハイカーの方とかがいらっしゃるんです。前に延長する場合はかなり前からそういうことをアナウンスしなければいけない。安全性の確保ということもあってなかなか難しいと思います。

部会長：いろいろな意見が出ましたが、若干の案の修正は必要だということなんだと思います。では、案の修正については、反映させて知事に答申したいと思いますが、文案につきましては私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

---

## 議題：2 第11次鳥獣保護事業計画の策定について（諮問）

松井部会長：それでは、次の議題にうつりたいと思います。次の議題は「第11次鳥獣保護事業計画の策定について」、事務局から説明願います。

事務局：（説明）

部会長：2枚目の資料、前のニホンザルとかニホンジカについて平成23年度に「策定する」という記述になっているが、これはもう「策定した」ということではないですか。

事務局：今回の変更にあわせて「策定した」という文言に修正します。

委員：細かいところですが、新旧対照表の許可基準一覧の許可権者のところに「〃」がはいっていないようですが。

事務局：資料が誤っております。市町のところも「〃」が追加となります。

部会長：諮問の文章なので誤りのないようお願いします。

事務局：あと1点、新旧対照表の裏面について、市町等の上に許可権者となっておりますが、これは許可対象者でございます。

松井部会長：資料最後の計画策定年度のところ、イノシシについて平成24年11月に第1次計画を策定となっておりますが、その予定なんですか。

事務局：11月の策定予定になりますので、それにあわせてここで変更としております。今年の猟期にあわせてということで、11月に策定したいと考えております。

部会長：軽微な修正をしていただいたら、特に問題もないと思いますので、これで答申といたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異論なし)

ありがとうございました。それでは案のとおり答申としたいと思います。

---

### 議題：3 琵琶湖国定公園に関する公園事業の変更について（諮問）

部会長：それでは、次の議題「琵琶湖国定公園に関する公園事業の変更について」事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明)

部会長：ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問願います。

部会長：18年に決まった北の方は、事業決定したけれども樋門が出来ただけですか。

事務局：樋門を設置させて頂きました。

部会長：現在樋門があるだけで、今回南の方を倍以上の面積を決めて、併せて整備していこうとしているのですね。

事務局：はい。

委員：手続き的にまず区域の設定をして、その後に事業計画を検討していくということですね。

事務局：はい。

委員：ヨシ群落の再生事業はまだあるのですか。その事業と今回の事業との関係はどのようになっているのですか。

事務局：今回の事業はその一部分を成しているものです。

委員：ヨシ群落事業の中でも大きな部分を占めるのですか。

事務局：面積比はともかく、目玉事業になると考えています。

委員：ヨシ群落のどこを目指しているのか分からないのですが、かつてあったヨシ群落からすると現在何パーセントぐらい復元が進んでいるのですか。

事務局：今、手元に資料がありませんので分かりませんが、全体計画の中で再生事業を進めているということですが。

委員：今我々が見ているヨシ群落は、人工のヨシ帯が多いのです。南湖は半分以上が人工によるヨシ帯です。琵琶湖にはそんなにヨシ帯は多くは無かった。むしろ、多いのは内湖でした。内湖で衰退している箇所にヨシ帯を復元することは、本来のヨシ帯に近づけていると考えています。

委員：全体からすると、この事業がもっと増えたらいいなと思っています。

委員：ここは、見解の相違ですが、琵琶湖に多くのヨシを植えるのが良いのか疑問を持っています。むしろ、減っているのは内湖であって、そこをどのように復元するかが課題で、本来ヨシが生えていない所まで生やすことが、琵琶湖の生態系にとって良いのか疑問があります。

部会長：西田さん植物の専門家から見て、ヨシ群落を造成するための事業とあるのですが、手法みたいなものはあるのですか。

委員：実際に波を止めてヨシを植えているが、それが中国のヨシだったりすることはあってもこの事業に関しては賛成です。西野委員が言われたように、元々あった内湖にヨシを戻すことが一番自然なやり方ではないでしょうか。

部会長：高槻の鵜殿でやっているけれどもうまくいかないみたいですね。しかし、場所を確保しないといけないわけで、これに反対することはないのですけれど。

委員：ヨシの手法はまだ確立されていないと思うのですね。ヨシの植栽手法はそれなりに確立しているのですけれども、生態系全体の機能をどう高めるか、例えば、魚の産卵場として機能するような内湖はどのように修復したらよいかと言った手法はまだ確立していないと思います。少しずつ進めていって効果を検証しながらやっていくことが必要であると思います。

委員：6ページの鳥類の所ですけど、コハクチョウが代表種のように書かれてあるが、ここは、頻度が高くヘラサギが多くきているので特筆すべきでないかと思います。

委員：こういうところに書くのは、レッドデータブックのカテゴリーの高い種類を書くことがあるのかなと思います。

委員：コハクチョウはこれ以上増えると農業被害、有害鳥獣のカテゴリーに入ってくるでしょう。

事務局：5ページ以降は参考資料として添付していますので、事業変更書に記載される資料としては、2，3ページのみであります。

委員：北の方の区域は、魚の産卵場にもなっているのですか。

事務局：産卵場まではなっていないと思いますが、樋門から何らかの時に魚が入り、そこで育

ってきていると聞いています。

委員：本当の内湖とはなっていないが、産卵場になることも目指していくということですか。

事務局：元々干拓地ですので、琵琶湖と内湖との水位が違っていています。現在は、琵琶湖がマイナス水位にならないと内湖に水が入らない状況です。今後の計画では、出来るだけ琵琶湖と水位を同じにしようと、真ん中に堤防が築けないか考えているところです。

委員：現地を見たことがないので、図面等は付けてもらっているが、現状が分かるような写真等を付けてもらえればさらに分かりやすくなるので工夫いただきたい。

部会長：今日はパワーポイントの準備もないし、写真等持っていませんね。

事務局：後で写真を送らせていただくことでよろしいでしょうか。（早崎内湖のパンフレットの航空写真を見てもらう）

委員：徐々に埋まっていくことはないのでしょうか。干拓して農地にした場所は水が抜けやすいことから、水を保つことが結構大変と考える。だんだんと底上げしてきて、ゆくゆくは掘らないといけないとすれば問題があるのではないかと。

部会長：そういった面での長期的な予測はありますか。

事務局：現在はこのような状態ですので、事業計画と維持管理も含めてこれから考えていきます。

部会長：そのような計画をチェックする体制はあるのですか。

事務局：計画内容を提示させてもらって当審議会のご意見も伺いたいと思います。

委員：内湖の再生という名が付いているので、水が溜まっているということよりも、琵琶湖との連続性をどのように再生していくのかが重要なキーになってくると思いますので、その点を期待します。

委員：それを言うと道路を取らないといけない。

委員：そこの大きな壁をどうされるのかな。

委員：丁野木川の接続をどうするのが議論になりますね。

部会長：やはり一度現地を見て意見を出せるようにしておかなければなりませんね。

事務局：色んな観点があります。この場は自然環境部会ですので自然環境保全について、また、農地であり、その背後には住宅もあります。色んな面から折り合いが付き最善の所を探っていきたいと考えています。

部会長：それでは、案の修正は特になかったように思いますので、これで答申してよろしいですか。

委員全員：はい。

部会長：有り難うございます。それでは、案のとおり答申したいと思います。

---

## その他

部会長：本日の議題は以上ですが、その他なにかあれば。

委員：今回の議題と関係ないですが、鳥獣保護事業計画の中の傷病鳥獣救護が生物多様性保全にどのように資するのか、もしくは全然関係ないのか考えましょうという、これは対象種の絞りこみがメインなんです、そのような意見が中央審議会から出たことを受けて、複数の県で傷病鳥獣救護をどうするかという議論がはじまっています。

一番先進なのは岐阜県で、絶滅危惧種に限ってやっています。滋賀県は結構対応としては進んでいる方で、まだ外来種とか有害鳥獣とかを税金で保護していることをやっている県が多いなか、滋賀県はまだましなんです、実際現場でどうしたらいいのか、生物多様性保全の中で意味のある行為なのか、という議論がはじまっているので、滋賀県でも考えられたらどうかと思います。

事務局：獣医師会さんに負担をかけているなかで、獣医師会さんからもいろいろ要望もいただいております。県の体制もあるので、そこは、他府県でどんな議論が行われているのかも含めて、情報を収集し考えていかないといけないという問題意識は持っています。また議論させていただく機会を設けさせていただきたいと思います。